

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成18年9月26日
【中間会計期間】	第35期中（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）
【会社名】	株式会社江戸沢
【英訳名】	EDOSAWA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越野 健太郎
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中田二丁目1番6号村上石田街道ビル6階
【電話番号】	054(283)1884(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 朝倉 真
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中田二丁目1番6号村上石田街道ビル6階
【電話番号】	054(283)1884(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 朝倉 真
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期中	第34期中	第35期中	第33期	第34期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高 (千円)	3,676,181	3,226,148	2,904,760	7,910,760	7,289,876
経常損失 (千円)	584,458	472,939	450,037	676,508	552,333
中間(当期)純損失 (千円)	578,062	539,720	3,159,405	932,365	1,332,630
純資産額 (千円)	5,375,318	6,451,841	2,460,756	7,008,518	5,666,745
総資産額 (千円)	11,927,319	11,172,708	6,061,945	12,844,439	11,119,630
1株当たり純資産額 (円)	822.97	608.29	244.61	658.83	536.84
1株当たり中間(当期)純損失 (円)	88.50	82.68	484.29	142.75	204.18
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.1	57.7	40.6	54.6	51.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	724,411	737,401	831,357	403,638	260,054
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,680	98,397	1,705,745	15,889	130,924
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	722,706	525,656	1,492,425	140,297	735,719
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	338,672	291,563	170,131	1,653,018	788,169
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	316 (888)	257 (716)	241 (528)	307 (1,015)	269 (744)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 第35期中の連結の中間純損失の大幅な増加は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第33期中	第34期中	第35期中	第33期	第34期
会計期間		自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高	(千円)	3,656,043	3,201,793	2,888,251	7,863,094	7,240,033
経常損失	(千円)	584,485	457,720	443,349	686,633	523,399
中間(当期)純損失	(千円)	578,050	524,466	3,209,788	940,786	1,405,822
資本金	(千円)	1,795,800	2,795,925	2,795,925	2,795,925	2,795,925
発行済株式総数	(千株)	6,537	10,982	10,982	10,982	10,982
純資産額	(千円)	5,495,411	6,578,755	2,448,842	7,120,179	5,705,213
総資産額	(千円)	11,484,187	10,880,881	5,913,011	12,428,998	10,767,915
1株当たり純資産額	(円)	841.35	619.86	243.53	669.00	540.35
1株当たり中間(当期)純損失	(円)	88.49	80.34	492.01	144.04	215.39
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額	(円)	2.00	2.00	0.00	4.00	3.00
自己資本比率	(%)	47.9	60.5	41.4	57.3	53.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	311 (886)	253 (714)	236 (526)	302 (1,013)	265 (742)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 第35期中の提出会社の中間純損失の大幅な増加は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）	
飲食事業部門およびその他の事業部門	241	(528)
合計	241	(528)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平成18年1月1日から平成18年6月30日までの平均人員（1日8時間、1ヶ月22日換算）を外数で記載しております。

2. 従業員については、特定の事業部門に区分できないため、合計人数を記載しております。

3. 従業員が前連結会計年度末に比べ28人減少いたしましたのは、店舗人員の抜本的見直しによる適正な人員配置等を行った結果によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数（人）	236 (526)	
---------	-----------	--

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平成18年1月1日から平成18年6月30日までの平均人員（1日8時間、1ヶ月22日換算）を外数で記載しております。

2. 従業員が前期末に比べ29人減少いたしましたのは、店舗人員の抜本的見直しによる適正な人員配置等を行った結果によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労使関係につきましては特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰、米国経済の減速懸念、金利の上昇等が不安要因となっておりますが、企業業績の回復が雇用・個人消費の改善をもたらし、景気は回復基調にあります。しかしながら、飲食業界におきましては、市場の縮小に加え、店舗の供給過剰、業態間の熾烈な競争等により、非常に厳しい状況が依然として続いております。

このような中にあり、当社グループは収益構造の抜本的改善を図るべく、店舗の収益状況を見直し、当中間連結会計期間において、不採算店舗を8店舗閉鎖いたしました。また、収益の季節変動性を克服するために既存店舗の業態転換を行い、アジアンバイキング「ラストサイゴン」を8店舗、和ダイニング「でん」を3店舗オープンし、店舗のスクラップアンドビルドを進めてまいりました。

しかしながら、新業態である「ラストサイゴン」が未だブランド確立の途上にあり、安定した売上確保するに至っていないこと、不採算店舗の閉鎖に加え、自社保有不動産売却に伴い3店舗を閉鎖したこと、また業態転換のための一時休業期間の増加による店舗稼働日数の減少等の理由から、売上高は前年同期比で下回る結果となりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は、29億4百万円（前年同期比10.0%減）となり、経常損益は4億50百万円の損失（前年同期は4億72百万円の損失）となりました。中間純損益につきましては、当中間連結会計期間より適用した減損会計による減損損失28億30百万円、有利子負債構造の抜本的見直しに伴う財務リストラチャリング費用1億59百万円等の計上により、31億59百万円の損失（前年同期は5億39百万円の損失）となりました。

飲食事業部門

飲食部門につきましては、当中間連結会計期間中に合計で11店舗を閉鎖したこと、業態転換のための一時休業期間が増加したことなどの理由から、全体としての飲食部門売上の回復には至らず、売上高は28億74百万円（前年同期比9.1%減）となりました。

飲食部門の店舗展開につきましては、新規出店はなく、11店舗を閉店いたしました。平成18年6月30日現在の店舗数は、「相撲茶屋ちゃんこ江戸沢」84店舗、「ラストサイゴン」22店舗、「でん」4店舗、「月夜堂」1店舗の合計111店舗となりました。

その他の事業部門

その他部門の売上高は、自社保有不動産の売却により、不動産賃貸収入が減少したことなどの理由により、30百万円（前年同期比53.1%減）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、有形固定資産の売却による収入等投資活動による増加はありましたが、税金等調整前中間純損失、仕入債務の減少等営業活動による減少、借入金返済等財務活動による減少により、前連結会計年度末残高に比べ、6億18百万円減少し、1億70百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、減損損失28億30百万円、減価償却費95百万円、株主優待引当金増加額25百万円等の増加要因はあったものの、税金等調整前中間純損失31億30百万円、仕入債務の減少額 2 億55百万円その他の要因から、前年同期に比べ支出額は93百万円 (12.7%) 増加し、8 億31百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、有形固定資産の取得による支出 2 億20百万円等の減少要因はあったものの、定期預金の払戻による収入 4 億82百万円、有形固定資産の売却による収入11億89百万円等の増加要因から、前年同期に比べ支出額は18億 4 百万円 (1,833.5%) 減少し、17億 5 百万円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、短期借入金及び長期借入金の収支差額による支出14億51百万円等により減少し、前年同期に比べ支出額は 9 億66百万円 (183.9%) 増加し、14億92百万円の支出となりました。

2 【収容実績及び販売の状況】

(1) 収容実績

当中間連結会計期間における収容実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

区分	来店客数 (千人)	前年同期比 (%)
(飲食事業部門)		
東北地区	15	70.4
信越地区	59	84.8
関東地区	674	85.3
東海地区	173	85.9
北陸地区	94	92.6
関西地区	306	88.9
中国地区	97	78.4
四国地区	9	73.1
九州地区	3	32.4
合計	1,433	85.4

(2) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業部門別、地域別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
(飲食事業部門)		
東北地区	24,576	74.4
信越地区	112,761	93.4
関東地区	1,303,114	90.4
東海地区	352,532	81.7
北陸地区	193,816	101.4
関西地区	638,294	95.9
中国地区	222,375	95.5
四国地区	19,586	87.3
九州地区	6,550	39.2
加盟店食材等売上	406	9.2
小計	2,874,015	90.9
(その他の事業部門)		
酒類等売上	16,509	67.8
ロイヤリティー収入	856	19.6
インセンティブ収入	3,066	350.9
不動産賃貸収入	10,312	28.6
小計	30,743	46.9
合計	2,904,760	90.0

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、輸出版売高がありませんので、輸出版売に関する記載をしておりません。

3. 当社グループは、主要な販売先がありませんので、相手先別の販売実績及び割合は記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題は、第32期連結会計年度より続いている営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローの改善であります。不採算店舗の閉鎖を推し進めながら、地域の特性にあった業態への積極的な転換、原材料費及び人件費を中心とするコスト管理の徹底化等による、経営基盤の再構築と収益構造の改善を図り、営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローの改善を目指します。

4【経営上の重要な契約等】

当社グループは、既存の有利子負債構造を見直し、財務基盤の安定化を図るため、平成18年2月23日の取締役会決議に基づき、平成18年2月24日に三井住友銀行株式会社をアレンジャーとする銀行団及びオリックス株式会社との間でシンジケートローン契約及び劣後ローン契約を締結し、総額33億6千万円の資金調達を行っております。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、当中間連結会計期間及び前事業年度に計画した重要な設備の新設、除却等について完了したものは次のとおりであります。

(新設)

該当事項はありません。

(業態転換)

提出会社

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	投資額(千円)			従業員数 {臨時雇用 者数} (人)	完了年月
			建物及び 構築物	その他	合計		
でん川崎店 (川崎市川崎区)	飲食事業部門	店舗設備	11,846	-	11,846	{ 4 3}	平成18年2月
ラストサイゴン 西伊場店 (静岡県浜西市)	飲食事業部門	店舗設備	5,095	1,585	6,680	{ 2 2}	平成18年2月
ラストサイゴン 清水店 (静岡市清水区)	飲食事業部門	店舗設備	5,156	1,623	6,780	{ 2 3}	平成18年2月
でん岡山店 (岡山県岡山市)	飲食事業部門	店舗設備	10,283	2,097	12,380	{ 3 5}	平成18年2月
ラストサイゴン 柏増尾店 (千葉県柏市)	飲食事業部門	店舗設備	7,381	1,928	9,309	{ 2 5}	平成18年2月
ラストサイゴン 築瀬店 (栃木県宇都宮 市)	飲食事業部門	店舗設備	7,952	2,210	10,163	{ 2 4}	平成18年3月
ラストサイゴン 小山城北店 (栃木県小山市)	飲食事業部門	店舗設備	7,756	2,540	10,296	{ 2 5}	平成18年3月
ラストサイゴン 八千代中央店 (千葉県八千代市)	飲食事業部門	店舗設備	7,989	2,893	10,882	{ 2 5}	平成18年3月
ラストサイゴン 千葉おゆみ野店 (千葉市緑区)	飲食事業部門	店舗設備	8,081	2,906	10,988	{ 1 5}	平成18年3月
でん難波店 (大阪市中央区)	飲食事業部門	店舗設備	13,273	3,604	16,877	{ 3 7}	平成18年3月
ラストサイゴン 松戸古ヶ崎店 (千葉県松戸市)	飲食事業部門	店舗設備	7,958	2,909	10,868	{ 1 4}	平成18年4月

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記中、{ }内の人数は外書で平均臨時雇用者数であり、平成18年1月1日から平成18年6月30日までの平均人員(1日8時間、1ヶ月22日換算)で算定しております。

(除却等)

提出会社

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				除却年月	除却による 減少収容能力 (席)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計		
ちゃんこ江戸沢 大坪店 (静岡市駿河区)	飲食事業部門	店舗設備	36,765 [36,765]	248,884 [248,884] (534.37)	1,729 [1,729]	287,380 [287,380]	平成18年1月	320
藤枝貸店舗	その他の事業 部門	貸店舗	28,640 [28,640]	105,664 [105,664] (1,643.90)	- [-]	134,305 [134,305]	平成18年2月	-
ちゃんこ江戸沢 郡山横塚店 (福島県郡山市)	飲食事業部門	店舗設備	- [10,785]	- [-] ((-))	- [500]	- [11,285]	平成18年3月	164
ちゃんこ江戸沢 平塚店 (神奈川県平塚市)	飲食事業部門	店舗設備	35,365 [35,365]	304,107 [304,107] (2,185.73)	658 [658]	340,131 [340,131]	平成18年3月	388
ちゃんこ江戸沢 姫路野里店 (兵庫県姫路市)	飲食事業部門	店舗設備	23,262 [23,262]	182,405 [182,405] (1,911.74)	969 [969]	206,637 [206,637]	平成18年3月	380
ちゃんこ江戸沢 上尾店 (埼玉県上尾市)	飲食事業部門	店舗設備	- [5,142]	- [-] ((1,534.51))	- [264]	- [5,406]	平成18年3月	240
ちゃんこ江戸沢 大宮吉野店 (さいたま市北区)	飲食事業部門	店舗設備	- [14,359]	- [-] ((911.09))	- [681]	- [15,040]	平成18年3月	260
ちゃんこ江戸沢 新潟亀田店 (新潟県新潟市)	飲食事業部門	店舗設備	- [19,952]	- [-] ((2,253.00))	- [347]	- [20,299]	平成18年3月	180
ちゃんこ江戸沢 鎌ヶ谷くぬぎ山店 (千葉県鎌ヶ谷市)	飲食事業部門	店舗設備	- [15,384]	- [-] ((1,573.58))	- [284]	- [15,668]	平成18年3月	204
ちゃんこ江戸沢 東松山店 (埼玉県東松山市)	飲食事業部門	店舗設備	- [17,441]	- [-] ((1,312.00))	- [384]	- [17,825]	平成18年4月	180
ちゃんこ江戸沢 柏十余二店 (千葉県柏市)	飲食事業部門	店舗設備	- [16,601]	- [-] ((1,500.00))	- [144]	- [16,745]	平成18年5月	240

(注) 1. 上記中、[]内の金額は減損会計適用前の除却時における帳簿価額であります。

2. 上記中、(())内の面積は賃借中のものであります。

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末の重要な設備の新設・除却等について重要な変更はありません。

当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(新設)

該当事項はありません。

(業態転換)

提出会社

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	投資予定金額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手予定年月	完成予定年月
でんと桂台店 (横浜市青葉区)	飲食事業部門	店舗設備	3,700	-	銀行借入 自己資金	平成18年8月	平成18年9月
でんと流山青田店 (千葉県流山市)	飲食事業部門	店舗設備	4,200	-	銀行借入 自己資金	平成18年9月	平成18年9月

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

(除却等)

提出会社

事業所名(所在地)	事業部門の名称	設備の内容	中間期末帳簿価額(千円)	除却予定年月	除却による減少収 容能力(席)
ちゃんこ江戸沢 館林店 (群馬県館林市)	飲食事業部門	店舗設備	[9,629]	平成18年7月	180
ちゃんこ江戸沢 郡山桑野店 (福島県郡山市)	飲食事業部門	店舗設備	[12,636]	平成18年7月	164
ちゃんこ江戸沢 紺屋町店 (静岡県葵区)	飲食事業部門	店舗設備	[17,130]	平成18年7月	226
ちゃんこ江戸沢 福島西口店 (福島県福島市)	飲食事業部門	店舗設備	[19,091]	平成18年8月	240
金沢柳橋店 (石川県金沢市)	その他の事業部門	貸店舗	[-]	平成18年8月	-

(注) 上記中、[]内の金額は減損会計適用前の中間期末における帳簿価額であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,555,000
A種後配株式	4,445,000
計	26,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年9月26日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	6,537,726	6,537,726	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種後配株式	4,445,000	4,445,000	-	(注)
計	10,982,726	10,982,726	-	-

(注) A種後配株式の内容

1. 株主総会における議決権

A種後配株主は、株主総会において議決権を有する。

2. 配当金

A種後配株式に対しては、利益配当及び中間配当は行わない。

3. 残余財産分配

A種後配株式に対しては、普通株式に対する残余財産の分配が1株につき50円未満の場合は、残余財産の分配を行わない。普通株式に対する残余財産の分配が1株につき50円以上の場合、普通株式に対してA種後配株式に先立ち1株50円を分配し、その余の残余財産について、普通株式及びA種後配株式に対し、同順位かつ平等の割合にて分配を行う。

4. 買入消却

当社は、いつでも、配当可能利益をもってA種後配株式の全部若しくは一部を買受け又はこれを消却することができる。

5. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及びA種後配株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に依りて、普通株主には普通株式の、A種後配株主にはA種後配株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。

6. 普通株式への転換予約権

(1) 転換請求期間

2005年11月25日から2014年11月24日までとする。

(2) 転換の条件

A種後配株式は、1株につき下記(イ)乃至(八)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

450円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、A種後配株主が当社に対しA種後配株式の転換を請求した日及び2014年11月25日(以下「修正日」という。)において、修正日における「時価」が、当該修正日において有効な転換価額を下回る場合は、当該時価に修正される(以下「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)とする。なお、転換価額の修正は、A種後配株式の転換が請求されるごとに行われ、当該修正後転換価額は、当該修正日に転換請求がなされていないA種後配株式についても適用されるものとする。

(ハ) 転換価額の調整

a) 普通株式に関して株式の分割又は調整前転換価額を下回る発行価額による普通株式の発行又は処分(新株予約権の行使による普通株式の発行又は処分を除く。)が行われた場合、転換価額は次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整するものとする。なお、当社が自己株式を保有している場合には、転換価額調整式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、保有する自己株式数に対して発行される新株の数は新発行・処分普通株式数から、それぞれ控除するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{1 \text{株あたりの調整前転換価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

b) 当社は、上記a)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

() 普通株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

c) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後転換価額にその都度算入する。

d) () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

() 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する普通株式数を控除した数とする。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

A種後配株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{A種後配株主が転換請求のために提出したA種後配株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

但し、A種後配株主が転換請求のために提出したA種後配株式の発行価額の総額は、A種後配株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社証券代行部

(ヘ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及びA種後配株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に同所に到着した時に発生する。但し、適用法令上、転換請求書に株券の添付を要しない場合は、株券の提出を要しない。

7. 普通株式への一斉転換

転換請求期間中に転換請求のなかったA種後配株式1株は、2014年11月25日をもって、A種後配株式1株当たりの払込金相当額を、2014年11月25日における転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。

8. 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

A種後配株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が1月1日から6月30日までになされたときには1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成18年3月24日定時株主総会決議)

区分	中間連結会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,200	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月28日から 平成28年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。</p> <p>各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注)行使価額は、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行し、又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使及び単元未満株式の買取請求による場合を除く。)は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日 (注)	-	10,982	-	2,795,925	2,036,783	698,981

(注) 平成18年3月24日開催の第34回定時株主総会決議による取崩しであります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ジャパン・リカバリー・ファンド (内 A種後配株式)	東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル9階	6,229 (4,380)	56.7 (39.9)
江戸沢会	静岡県静岡市駿河区中田二丁目1番6号 村上石田街道ビル6階	178	1.6
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	127	1.2
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	121	1.1
商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10番17号	84	0.8
亀田信男	東京都文京区	67	0.6
シービーエヌワイ デイエフ エイ インターナショナル キャップ バリュウ ポート フォリオ	1229 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA	52	0.5
藤田 千之	静岡県磐田市	51	0.5
江戸沢従業員持株会	静岡県静岡市駿河区中田二丁目1番6号 村上石田街道ビル6階	47	0.4
宮本 圭一 (内 A種後配株式)	東京都目黒区	43 (43)	0.4 (0.4)
計		7,001 (4,423)	63.8 (40.3)

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,000	-	(注)
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,471,500 A種後配株式 4,445,000	21,833	(注)
単元未満株式	普通株式 52,226	-	(注)
発行済株式総数	10,982,726	-	-
総株主の議決権	-	21,833	-

(注) 普通株式およびA種後配株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

平成18年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社江戸沢	静岡県静岡市駿河区 中田二丁目1番6号 村上石田街道ビル6階	14,000	-	14,000	0.13
計	-	14,000	-	14,000	0.13

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	530	502	485	492	500	498
最低(円)	455	431	455	482	486	442

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の中間財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間財務諸表について監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	2	291,563		170,131		1,270,169	
2. 売掛金	2	29,067		18,021		59,852	
3. たな卸資産		141,033		95,147		114,457	
4. その他		233,777		187,649		196,828	
貸倒引当金		42		28		76	
流動資産合計		695,398	6.2	470,921	7.8	1,641,231	14.8
固定資産							
1. 有形固定資産	1						
(1)建物及び構築物	2	3,543,117		1,155,848		3,367,264	
(2)土地	2	2,834,417		901,711		2,147,350	
(3)その他		161,764	6,539,299	85,481	2,143,041	163,723	5,678,338
2. 無形固定資産			48,570	0.5	26,036	0.4	47,594
3. 投資その他の資産							
(1)差入保証金		3,679,360		3,288,256		3,518,764	
(2)その他	2	210,078	3,889,439	34.8	133,689	3,421,946	56.4
固定資産合計			10,477,309	93.8		5,591,023	92.2
資産合計			11,172,708	100.0		6,061,945	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1.買掛金		122,871		98,733		353,961	
2.短期借入金	2	478,500		550,000		780,000	
3.一年以内返済予定 長期借入金	2	1,271,784		241,256		1,384,044	
4.閉店損失引当金		120,559		370,428		425,757	
5.株主優待引当金		-		25,130		-	
6.その他		371,097		362,493		731,992	
流動負債合計		2,364,812	21.2	1,648,041	27.2	3,675,754	33.0
固定負債							
1.長期借入金	2	2,194,642		1,705,837		1,625,400	
2.その他		161,412		247,309		151,730	
固定負債合計		2,356,054	21.1	1,953,146	32.2	1,777,130	16.0
負債合計		4,720,867	42.3	3,601,188	59.4	5,452,885	49.0
(資本の部)							
資本金		2,795,925	25.0	-	-	2,795,925	25.1
資本剰余金		2,735,764	24.5	-	-	2,735,764	24.6
利益剰余金		909,656	8.1	-	-	103,692	0.9
その他有価証券評価 差額金		17,589	0.2	-	-	39,374	0.4
自己株式		7,094	0.1	-	-	8,011	0.0
資本合計		6,451,841	57.7	-	-	5,666,745	51.0
負債資本合計		11,172,708	100.0	-	-	11,119,630	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	2,795,925	46.1	-	-
2. 資本剰余金		-	-	2,735,764	45.1	-	-
3. 利益剰余金		-	-	3,062,236	50.5	-	-
4. 自己株式		-	-	8,695	0.1	-	-
株主資本合計		-	-	2,460,756	40.6	-	-
純資産合計		-	-	2,460,756	40.6	-	-
負債純資産合計		-	-	6,061,945	100.0	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高	9	3,226,148	100.0	2,904,760	100.0	7,289,876	100.0
売上原価		925,540	28.7	848,383	29.2	2,095,478	28.7
売上総利益		2,300,607	71.3	2,056,377	70.8	5,194,397	71.3
販売費及び一般管理費	1	2,732,328	84.7	2,450,647	84.4	5,620,449	77.1
営業損失		431,720	13.4	394,269	13.6	426,051	5.8
営業外収益							
1. 受取利息		6,058		5,439		12,287	
2. 受取配当金		625		58		981	
3. 受取販売奨励金		34,289		856		34,433	
4. その他		5,165	1.4	378	0.3	7,875	0.7
営業外費用							
1. 支払利息		44,848		41,509		92,008	
2. シンジケートロー ン手数料		21,921		4,145		31,752	
3. 賃借料		20,340		16,845		57,534	
4. その他		246	2.7	-	2.2	565	2.5
経常損失		472,939	14.7	450,037	15.5	552,333	7.6
特別利益							
1. 固定資産売却益	2	918		400,334		918	
2. 投資有価証券売却 益		-		61,614		-	
3. 退職給付終了益		90,125		-		90,125	
4. その他		5,949	3.0	-	15.9	-	1.3
特別損失							
1. 固定資産売却損	3	2,426		-		296,115	
2. 固定資産除却損	4	3,578		-		9,090	
3. 構造改革費用	5	109,337		-		139,151	
4. 閉店損失引当金繰 入額		-		129,987		312,295	
5. 財務リストラクチャ リング費用	6	-		159,064		-	
6. 減損損失	7	-		2,830,781		-	
7. 過年度株主優待引 当金繰入額		-		21,640		-	
8. 異常操業損失		-		-		37,016	
9. 過年度支払手数料		10,044		-		8,674	
10. 違約金		7,563		-		7,563	
11. 過年度酒税等		-	4.1	1,080	108.2	-	11.1
税金等調整前中間 (当期)純損失		508,895	15.8	3,130,642	107.8	1,271,194	17.4
法人税、住民税及 び事業税	8	30,825	0.9	28,762	1.0	61,435	0.9
中間(当期)純損失		539,720	16.7	3,159,405	108.8	1,332,630	18.3

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			2,735,764		2,735,764
資本剰余金中間期末 (期末)残高			2,735,764		2,735,764
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			1,462,437		1,462,437
利益剰余金減少高					
1. 配当金		13,060		26,114	
2. 中間(当期)純損失		539,720	552,781	1,332,630	1,358,744
利益剰余金中間期末 (期末)残高			909,656		103,692

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高 (千円)	2,795,925	2,735,764	103,692	8,011	5,627,370
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			6,524		6,524
中間純損失			3,159,405		3,159,405
自己株式の取得				683	683
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					-
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)			3,165,929	683	3,166,613
平成18年6月30日残高 (千円)	2,795,925	2,735,764	3,062,236	8,695	2,460,756

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成17年12月31日残高 (千円)	39,374	39,374	5,666,745
中間連結会計期間中の変動額			
剰余金の配当		-	6,524
中間純損失		-	3,159,405
自己株式の取得		-	683
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	39,374	39,374	39,374
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	39,374	39,374	3,205,988
平成18年6月30日残高 (千円)	-	-	2,460,756

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純損失		508,895	3,130,642	1,271,194
減価償却費		214,556	95,944	449,465
減損損失		-	2,830,781	-
貸倒引当金の減少額		42	47	-
賞与引当金の減少額		1,500	-	8
株主優待引当金の増加額		-	25,130	-
閉店損失引当金の減少額		114,620	55,328	1,500
退職給付引当金の増減額		7,662	-	190,577
退職給付終了益		90,125	-	7,662
役員退職慰労引当金の減少額		-	-	90,125
受取利息及び受取配当金		6,683	5,497	13,268
支払利息		44,848	41,509	92,008
固定資産売却益		918	400,334	918
投資有価証券売却益		-	61,614	-
固定資産売却損		2,426	-	296,115
固定資産除却損		3,578	-	9,090
閉店損失		108,670	185,856	120,845
リファイナンス報酬		10,044	-	8,674
財務リストラクチャリング費用		-	159,064	-
売上債権の減少額		60,068	41,831	29,283
たな卸資産の減少額		54,218	19,309	80,794
仕入債務の減少額		246,977	255,179	15,921
未払酒税の減少額		3,416	2,028	1,173
未収還付消費税等の増減額		22,539	16,114	30,488
未払消費税等の増減額		529	11,301	11,402
その他		156,689	187,184	11,573
小計		616,051	725,847	94,601
利息及び配当金の受取額		651	78	1,370
利息の支払額		43,582	12,882	88,884
撤去費用等の支払額		13,646	31,126	13,157
法人税等の支払額		64,771	61,579	64,781
営業活動による キャッシュ・フロー		737,401	831,357	260,054

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による 支出		-	-	482,000
定期預金の払戻による 収入		-	482,000	-
有形固定資産の取得に よる支出		306,443	220,412	413,716
有形固定資産の売却に よる収入		2,577	1,189,462	673,747
投資有価証券の売却に よる収入		-	77,625	-
無形固定資産の取得に よる支出		4,090	8,012	7,106
差入保証金の返還収入		197,163	185,080	349,358
その他		12,395	-	10,640
投資活動による キャッシュ・フロー		98,397	1,705,745	130,924
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		390,000	725,000	1,170,000
短期借入金返済による 支出		201,500	955,000	594,000
長期借入れによる収入		-	3,200,935	-
長期借入金返済による 支出		683,021	4,422,350	1,226,003
配当金の支払額		13,049	6,458	26,070
自己株式の取得による 支出		1,902	683	2,819
その他		16,182	33,869	56,825
財務活動による キャッシュ・フロー		525,656	1,492,425	735,719
現金及び現金同等物の増 減額		1,361,454	618,037	864,848
現金及び現金同等物の期 首残高		1,653,018	788,169	1,653,018
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高		291,563	170,131	788,169

[次へ](#)

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>当社グループは、第32期連結会計年度より営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローが続いております。</p> <p>これにより、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>中間連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を改善すべく、不採算店舗の閉鎖を推し進める一方、既存店の商圏・収益状況を見直し、適切と考えられる業態へと低コストかつ迅速に転換を行なうなど、店舗のスクラップアンドビルドを積極的に進めると共に、原材料費及び人件費を中心としたコスト管理の徹底化などにより、当社グループの収益の源泉である既存店舗の経営基盤の再構築と収益構造の改善に努めてまいります。当社グループは、これらの施策により、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善を見込んでおります。</p> <p>なお、財務面におきましては、今中間期におきまして、自社保有不動産の売却により有利子負債を圧縮すると共に、既存有利子負債の全額に及ぶファイナンスを実行いたしました。これにより、長期資金需要に対する安定性が確保されております。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 関原酒造(株)	同左	同左
2. 持分法の適用に関する事項	該当する会社はありません。	同左	同左
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	全ての連結子会社の中間期の末日は中間連結決算日と一致しております。	同左	全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 (3) 重要な引当金の計上基 準	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 製品、仕掛品 主として先入先出法による原価法</p> <p>商品、原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法</p> <p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)につきましては、定額法を採用しております。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 製品、仕掛品 同左</p> <p>商品、原材料及び貯蔵品 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 製品、仕掛品 同左</p> <p>商品、原材料及び貯蔵品 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
	<p>賞与引当金</p> <p>従来、従業員の賞与の支給に備えるため、当中間連結会計期間に負担すべき支給見込額を計上していましたが、当中間連結会計期間において賞与規程を改定し、夏季賞および冬季賞を廃止し、新たに業績連動型賞与を導入しております。この変更により、当中間連結会計期間においては未払賞および賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>閉店損失引当金</p> <p>店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>当社は平成17年 6月に適格退職年金制度を廃止するとともに、確定拠出年金制度に移行し「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は特別利益として90,125千円計上しております。</p>	<p>賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、当中間連結会計期間に負担すべき支給見込額を計上することとしておりますが、業績連動型賞与を導入しており、当中間連結会計期間においては賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>閉店損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>賞与引当金</p> <p>従来、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上していましたが、当連結会計年度において賞与規程を改定し夏季賞と及び冬季賞を廃止し、新たに業績連動型賞与を導入しております。この変更により、当連結会計年度においては未払賞と及び賞与引当金を計上しておりません。</p> <p>閉店損失引当金</p> <p>同左</p> <p>退職給付引当金</p> <p>当社は平成17年 6月に適格退職年金制度を廃止するとともに、確定拠出年金制度に移行し「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は特別利益として90,125千円計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
		<p>株主優待引当金</p> <p>将来の株主優待券の利用による売上値引の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、当中間連結会計期間以降に発生すると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>株主優待券の利用による売上値引は、従来、株主優待券利用時に売上値引の処理をしておりましたが、株主数の増加に伴い、株主優待券の発行数が増加したことから、その利用実績を把握する体制を整備し、利用実績率の把握が可能となったため、当中間連結会計期間より利用実績率に基づき当中間連結会計期間以降に利用される株主優待券の見積額を株主優待引当金として計上することといたしました。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、売上高、売上総利益は、3,490千円減少し、営業損失、経常損失は同額増加し、税金等調整前中間純損失は、21,640千円多く計上されております。</p>	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(5) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。 なお、「仮払消費税等」及び「仮受消費税等」は相殺して、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理方法 同左	消費税等の会計処理方法 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより営業損失及び経常損失が154,447千円減少し、税金等調整前中間純損失が2,676,334千円増加しております。 なお、減損損失累計額については改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。	
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は2,460,756千円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。	
	(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる、損益に与える影響はありません。	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」は、当中間連結会計期間において営業外費用の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「シンジケートローン手数料」の金額は3,471千円であります。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度末 (平成17年12月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,675,123千円</p> <p>2 担保に供している資産</p> <p>売掛金 20,704千円</p> <p>建物及び構築物 729,935千円</p> <p>土地 2,754,122千円</p> <p>その他 (投資有価証券) 45,674千円</p> <hr/> <p>合計 3,550,436千円</p> <p>上記物件に対応する債務</p> <p>短期借入金 478,500千円</p> <p>一年以内返済予定 1,142,384千円</p> <p>長期借入金 2,004,667千円</p> <hr/> <p>合計 3,625,551千円</p> <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>総貸付極度額 1,300,000千円</p> <p>借入実行残高 390,000千円</p> <hr/> <p>差引額 910,000千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,943,831千円</p> <p>2 担保に供している資産</p> <p>建物及び構築物 219,936千円</p> <p>土地 892,711千円</p> <hr/> <p>合計 1,112,647千円</p> <p>上記物件に対応する債務</p> <p>一年以内返済予定 202,256千円</p> <p>長期借入金 1,565,026千円</p> <hr/> <p>合計 1,767,282千円</p> <p>3</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,618,047千円</p> <p>2 担保に供している資産</p> <p>定期預金 482,000千円</p> <p>建物及び構築物 600,794千円</p> <p>土地 2,138,350千円</p> <p>その他 (投資有価証券) 82,410千円</p> <hr/> <p>合計 3,303,555千円</p> <p>上記物件に対応する債務</p> <p>短期借入金 780,000千円</p> <p>一年以内返済予定 1,305,844千円</p> <p>長期借入金 1,457,275千円</p> <hr/> <p>合計 3,543,119千円</p> <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>総貸付極度額 1,300,000千円</p> <p>借入実行残高 780,000千円</p> <hr/> <p>差引額 520,000千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費の主な内訳</p> <p>給料手当 970,885千円</p> <p>賃借料 699,720千円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主な内訳</p> <p>給料手当 865,604千円</p> <p>賃借料 673,758千円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主な内訳</p> <p>給料手当 2,015,432千円</p> <p>賃借料 1,382,961千円</p> <p>退職給付費用 35,227千円</p>
<p>2 固定資産売却益の内訳</p> <p>建物及び構築物 375千円</p> <p>投資その他の資産 その他 542千円</p> <hr/> <p>合計 918千円</p>	<p>2 固定資産売却益の内訳</p> <p>土地 400,334千円</p>	<p>2 固定資産売却益の内訳</p> <p>建物及び構築物 375千円</p> <p>投資その他の資産 その他 542千円</p> <hr/> <p>合計 918千円</p>
<p>3 固定資産売却損の内訳</p> <p>建物及び構築物 632千円</p> <p>土地 559千円</p> <p>投資その他の資産 その他 1,235千円</p> <hr/> <p>合計 2,426千円</p>	<p>3</p>	<p>3 固定資産売却損の内訳</p> <p>建物及び構築物 31,169千円</p> <p>土地 248,698千円</p> <p>投資その他の資産 その他 1,235千円</p> <hr/> <p>合計 15,012千円</p>
<p>4 固定資産除却損の内訳</p> <p>有形固定資産その他 252千円</p> <p>撤去費用等 1,325千円</p> <p>投資その他の資産 その他 2,000千円</p> <hr/> <p>合計 3,578千円</p>	<p>4</p>	<p>4 固定資産除却損の内訳</p> <p>建物及び構築物 2,759千円</p> <p>有形固定資産その他 4,330千円</p> <p>投資その他の資産 その他 2,000千円</p> <hr/> <p>合計 9,090千円</p>
<p>5 構造改革費用</p> <p>江戸沢ルネッサンス計画に基づき当 中間連結会計期間に行った店舗修繕費 を計上しております。</p>	<p>5</p>	<p>5 構造改革費用</p> <p>江戸沢ルネッサンス計画に基づき当 連結会計年度において行った、全国規 模での店舗改装等の抜本的な改革に係 る費用を計上しております。</p>
<p>6</p>	<p>6 財務リストラクチャリング費用</p> <p>有利子負債のリファイナンスに伴い 発生した費用を計上しております。</p> <p>(内訳)</p> <p>アレンジャーフィー 125,000千円 等</p> <p>解約違約金等 10,969千円</p> <p>その他 23,094千円</p> <hr/> <p>合計 159,064千円</p>	<p>6</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																				
<p>7</p> <p>8 法人税等調整額の表示方法 簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p> <p>9 売上高の季節的変動 当社グループの売上高は、通常の営業形態として、上半期に比べ下半期における需要割合が高いため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。</p>	<p>7 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="509 367 919 654"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用 資産 (店舗)</td> <td>建物等</td> <td>東京都 墨田区他81件</td> <td>2,532,355</td> </tr> <tr> <td>事業用 資産 (子会社)</td> <td>建物等</td> <td>新潟県 長岡市</td> <td>224,636</td> </tr> <tr> <td>遊休 資産</td> <td>土地・ 建物等</td> <td>静岡県榛原郡 吉田町他7件</td> <td>73,789</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2,830,781</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗毎に資産のグルーピングを行っております。店舗の営業損益が継続してマイナス、又は資産の市場価格が帳簿価額より著しく下落している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,830,781千円)として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フロー見積額を5.0%で割り引いて算定しております。</p> <p>8 法人税等調整額の表示方法 同左</p> <p>9 売上高の季節的変動 同左</p>	用途	種類	場所	減損損失 (千円)	事業用 資産 (店舗)	建物等	東京都 墨田区他81件	2,532,355	事業用 資産 (子会社)	建物等	新潟県 長岡市	224,636	遊休 資産	土地・ 建物等	静岡県榛原郡 吉田町他7件	73,789	計			2,830,781	<p>7</p> <p>8</p> <p>9</p>
用途	種類	場所	減損損失 (千円)																			
事業用 資産 (店舗)	建物等	東京都 墨田区他81件	2,532,355																			
事業用 資産 (子会社)	建物等	新潟県 長岡市	224,636																			
遊休 資産	土地・ 建物等	静岡県榛原郡 吉田町他7件	73,789																			
計			2,830,781																			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数
普通株式(株)	6,537,726	-	-	6,537,726
A種後配株式(株)	4,445,000	-	-	4,445,000
合計	10,982,726	-	-	10,982,726

2. 自己株式に関する事項

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数
普通株式(株)	12,961	1,410	-	14,371

(注) 増加株式数は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年3月24日 定時株主総会	普通株式	6,524	1	平成17年12月31日	平成18年3月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年6月30日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年12月31日現在)
現金及び預金勘定 291,563千円	現金及び預金勘定 170,131千円	現金及び預金勘定 1,270,169千円
現金及び現金同等物 291,563千円	現金及び現金同等物 170,131千円	担保提供している定期 預金 482,000千円
		現金及び現金同等物 788,169千円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)				前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物及び構築物	129,732	49,839	79,893	建物及び構築物	129,732	73,755	38,119	17,857	建物及び構築物	129,732	59,182	70,550
その他	576,073	278,354	297,719	その他	571,270	354,950	176,299	40,019	その他	571,024	309,086	261,937
合計	705,806	328,193	377,613	合計	701,002	428,706	214,419	57,877	合計	700,756	368,268	332,488
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額				
一年以内 121,597千円				一年以内 107,177千円				一年以内 117,386千円				
一年超 256,015千円				一年超 165,119千円				一年超 215,101千円				
合計 377,613千円				合計 272,296千円				合計 332,488千円				
リース資産減損勘定中間期末残高 214,419千円				同左								
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。								
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				
支払リース料 62,971千円				支払リース料 60,863千円				支払リース料 127,311千円				
減価償却費相当額 62,971千円				リース資産減損勘定の取崩額 44,871千円				減価償却費相当額 127,311千円				
				減価償却費相当額 60,863千円								
				減損損失 259,290千円								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料				2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料				2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料				
一年以内 129,228千円				一年以内 139,845千円				一年以内 160,414千円				
一年超 1,031,637千円				一年超 934,169千円				一年超 998,937千円				
合計 1,160,865千円				合計 1,074,014千円				合計 1,159,352千円				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年6月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	16,011	45,674	29,662
合計	16,011	45,674	29,662

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	429

当中間連結会計期間末(平成18年6月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	429

前連結会計年度末(平成17年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	16,011	82,410	66,398
合計	16,011	82,410	66,398

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	429

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)及び前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)において、当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

(1) スtock・オプションの内容

当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)において付与したストック・オプションは、以下のとおりでありま
す。

	第1回新株予約権	摘要
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、執行役員4名	-
ストック・オプションの数	普通株式 320,000株	(注1)
付与日	平成18年4月28日	-
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none">・当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。・各新株予約権1個当たりの一部行使はできない。・新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退任した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	-
権利行使期間	平成18年4月28日から平成28年3月31日まで	-
公正な評価額(付与日)	-	(注3)

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. その他の条件については、当社と新株予約権付与者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、中間連結財務諸表への影響はありません。

(2) スtockオプションの規模およびその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

数量情報

権利確定前

前連結会計年度末	0株
付与	320,000株
失効	0株
権利確定	0株
未確定残	320,000株

単価情報

権利行使価格	1株につき1円
--------	---------

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)及び前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)において、飲食事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)及び前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)及び前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 608円29銭	1株当たり純資産額 244円61銭	1株当たり純資産額 536円84銭
1株当たり中間純損失 82円68銭	1株当たり中間純損失 484円29銭	1株当たり当期純損失 204円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当中間連結会計期間の普通株式以外の株式に係る1株当たり純資産額(A種後配株式)は194円61銭であります。

(注)1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
中間(当期)純損失(千円)	539,720	3,159,405	1,332,630
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	539,720	3,159,405	1,332,630
期中平均株式数(株)	6,528,115	6,523,852	6,526,801
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種後配株式 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。	A種後配株式 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。 第1回新株予約権 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	A種後配株式 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

株式会社ジー・テイストは、平成18年9月19日付で、下記の要領で当社株式の公開買付けを行う旨公表いたしました。当社は、これに対し、平成18年9月20日開催の取締役会において、当該公開買付けについて、中立の意を表明することを決議しております。

(公開買付者の概要)

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 1. 商号 | 株式会社ジー・テイスト |
| 2. 主な事業内容 | 回転寿司、居酒屋のチェーン店経営 |
| 3. 設立年月日 | 昭和34年11月25日 |
| 4. 本店所在地 | 宮城県仙台市若林区大和町5-33-18 |
| 5. 代表者 | 代表取締役社長 稲吉 史泰 |
| 6. 資本の額 | 8億9,712万円 |
| 7. 大株主構成及び持株比率(平成18年3月31日現在) | |
| | 株式会社ジー・コミュニケーション 6,632千株(53.41%) |
| | 江川進興 694千株(5.59%) |
| | ジー・テイスト取引先持株会 440千株(3.54%)他 |
| 8. 当社との関係 | 資本関係、人的関係、取引関係のいずれもございません。 |

(株式会社ジー・テイストによる当社株式公開買付けの概要)

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 1. 買付けを行う株券等の種類 | 普通株式及びA種後配株式 |
| 2. 公開買付期間 | 平成18年9月20日(水)から平成18年10月10日(火)まで21日間 |
| 3. 買付価格 | 普通株式 1株につき、230円
A種後配株式 1株につき、230円 |
| 4. 買付予定株式総数 | 6,229,570株 |
| 5. 公開買付開始公告日 | 平成18年9月20日 |

前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

1. 当社は、既存の有利子負債構造を見直し、財務基盤の安定化を図るため、平成18年2月24日に下記のとおりシンジケートローン契約及び劣後ローン契約を締結し、平成18年2月28日に当該契約に基づき、既存借入金の全額につきリファイナンスを実行いたしました。

(シンジケートローン契約の内容)

- | | |
|--------|---|
| 調達金額 | ファシリティ A 1,710,000千円
ファシリティ B 900,000千円 |
| 期 間 | ファシリティ A 平成18年2月28日～平成18年3月31日
ファシリティ B 平成18年2月28日～平成23年2月28日 |
| アレンジャー | 三井住友銀行株式会社 |
| エージェント | 三井住友銀行株式会社 |
| 参加金融機関 | 三井住友銀行株式会社
株式会社静岡銀行
株式会社りそな銀行 |
| 財務制限条項 | a)借入人の総株主の議決権に占める、ジャパン・リカバリー・ファンド の有する議決権の割合を50%超に維持すること。
b)本契約締結日以降、第1回目に到来する本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における営業損益を、いずれも損失としないこと。
c)本契約締結日以降、第2回目に到来する本決算期末日以降の各本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における経常損益を、いずれも損失としないこと。
d)本契約締結日以降の各本決算において、有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの連結損益計算書における減損処理の合計金額 |

を加算した金額を41億円以上に、単体の貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの単体の損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を42億円以上に、それぞれ維持すること。

その他 ファシリティアによる融資額1,710,000千円につきましては当社の保有資産の売却代金等を充当することにより平成18年3月31日までに完済の予定。

(劣後ローン契約の内容)

- | | |
|--------|--|
| 調達金額 | 750,000千円 |
| 期 間 | 平成18年2月28日～平成23年2月28日 |
| 貸 付 人 | オリックス株式会社 |
| 財務制限条項 | a)借入人の総株主の議決権に占める、ジャパン・リカバリー・ファンド の有する議決権の割合を50%超に維持すること。
b)本契約締結日以降、第1回目に到来する本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における営業損益を、いずれも損失としないこと。
c)本契約締結日以降、第2回目に到来する本決算期末日以降の各本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における経常損益を、いずれも損失としないこと。
d)本契約締結日以降の各本決算において、有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの連結損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を41億円以上に、単体の貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの単体の損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を42億円以上に、それぞれ維持すること。 |

2. 当社は今後の配当可能利益の確保・充実を図るとともに、機動的な資本政策に備えるため、平成18年2月28日開催の取締役会において、商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金2,735,764千円のうち2,036,783千円と、利益準備金112,822千円の全額を取崩し、それぞれ、その他資本剰余金および未処分利益に振替える旨の決議を行い、平成18年3月24日開催の株主総会において承認を受けました。

なお、取崩しの日程は以下のとおりとなっております。

債権者異議申述期間開始	平成18年3月28日
債権者異議申述期間満了	平成18年4月27日
資本準備金及び利益準備金取崩しの効力発生日	平成18年4月28日

3. 当社は平成18年2月24日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき、下記の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて決議し、平成18年3月24日開催の株主総会において承認を受けました。新株予約権の発行日につきましては、新株予約権発行のための取締役会において決議することとなっております。

新株予約権(ストックオプションAプラン)の要領

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社は、平成16年11月より役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、今回役員退職慰労金にかえて、当社の取締役および執行役員が当社を退職するまで権利行使できないことを条件とし、権利行使価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を無償で発行いたします。
2. 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役および執行役員
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式320,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行なう場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整することができる。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

(調整後生じる1株未満の端数は切り捨てる)

また、上記のほか、新株予約権発行後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 発行する新株予約権の数

3,200個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行なう。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6. 各新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使の目的たる株式1株当りの払込金額は1円とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。

8. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。

各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却

新株予約権者が上記(8)に定める規定により、権利を行使できなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

新株予約権(ストックオプションBプラン)の要領

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業務に従事する者の当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、経営参加意識の向上を図ることを目的とし、新株予約権を無償で発行いたします。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員、従業員、顧問、コンサルタント等

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

(調整後生じる1株未満の端数は切り捨てる)

また、上記のほか、新株予約権発行後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 発行する新株予約権の数

1,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6. 各新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権を発行する日（新株予約権を発行する当社の取締役会決議日）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で株式を新たに発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使および単元未満株式の買取請求による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の1株当たり時価」を「処分前の1株当たり時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合又は資本の減少を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権の行使期間

平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。

8. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、執行役員、従業員、顧問、コンサルタント等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却

新株予約権者が上記(8)に定める規定により、権利を行使できなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	2	278,027		168,381		1,264,090	
2. 売掛金	2	23,738		14,481		50,342	
3. たな卸資産		27,846		23,696		41,081	
4. その他		233,851		196,438		196,456	
流動資産合計		563,464	5.2	402,998	6.8	1,551,970	14.4
固定資産							
1. 有形固定資産							
(1)建物	2	2,997,364		1,008,354		2,839,266	
(2)土地	2	2,711,027		778,321		2,023,960	
(3)その他		586,439		232,975		573,624	
有形固定資産合計		6,294,831	57.9	2,019,651	34.2	5,436,851	50.5
2. 無形固定資産		48,467	0.4	25,933	0.4	47,491	0.4
3. 投資その他の資産							
(1)差入保証金		3,679,360		3,288,256		3,518,764	
(2)その他	2	294,757		176,172		237,463	
貸倒引当金		-		-		24,625	
投資その他の資産 合計		3,974,118	36.5	3,464,428	58.6	3,731,602	34.7
固定資産合計		10,317,417	94.8	5,510,013	93.2	9,215,945	85.6
資産合計		10,880,881	100.0	5,913,011	100.0	10,767,915	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		122,856		98,594		359,379	
2. 短期借入金	2	390,000		550,000		780,000	
3. 一年以内返済予定 長期借入金	2	1,222,528		180,000		1,322,788	
4. 未払消費税等		-		-		10,963	
5. 未払法人税等		34,918		32,737		89,764	
6. 閉店損失引当金		120,559		370,428		425,757	
7. 株主優待引当金		-		25,130		-	
8. その他		333,908		301,586		626,240	
流動負債合計		2,224,770	20.4	1,558,476	26.4	3,614,893	33.6

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
固定負債							
1. 長期借入金	2	1,958,983		1,453,434		1,339,119	
2. 関係会社損失引当 金		-		312,240		-	
3. その他		118,371		140,017		108,690	
固定負債合計		2,077,354	19.1	1,905,692	32.2	1,447,809	13.4
負債合計		4,302,125	39.5	3,464,169	58.6	5,062,702	47.0
(資本の部)							
資本金		2,795,925	25.7	-	-	2,795,925	26.0
資本剰余金							
1. 資本準備金		2,735,764		-		2,735,764	
資本剰余金合計		2,735,764	25.1	-	-	2,735,764	25.4
利益剰余金							
1. 利益準備金		112,822		-		112,822	
2. 任意積立金		1,000,000		-		1,000,000	
3. 中間(当期)未処 理損失		76,252		-		970,661	
利益剰余金合計		1,036,570	9.5	-	-	142,161	1.3
その他有価証券評価 差額金		17,589	0.2	-	-	39,374	0.4
自己株式		7,094	0.0	-	-	8,011	0.1
資本合計		6,578,755	60.5	-	-	5,705,213	53.0
負債資本合計		10,880,881	100.0	-	-	10,767,915	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		-	-	2,795,925	47.3	-	-
2 資本剰余金							
(1)資本準備金		-	-	698,981		-	-
(2)その他資本剰余金		-	-	2,036,783		-	-
資本剰余金合計		-	-	2,735,764	46.3	-	-
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		-	-	3,074,151		-	-
利益剰余金合計		-	-	3,074,151	52.0	-	-
4 自己株式		-	-	8,695	0.2	-	-
株主資本合計		-	-	2,448,842	41.4	-	-
純資産合計		-	-	2,448,842	41.4	-	-
負債純資産合計		-	-	5,913,011	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高	9	3,201,793	100.0	2,888,251	100.0	7,240,033	100.0
売上原価	10	903,330	28.2	838,772	29.0	2,049,736	28.3
売上総利益		2,298,462	71.8	2,049,478	71.0	5,190,296	71.7
販売費及び一般管理費	10	2,718,490	84.9	2,438,906	84.5	5,594,275	77.3
営業損失		420,027	13.1	389,427	13.5	403,978	5.6
営業外収益	1	45,415	1.4	6,386	0.2	54,210	0.8
営業外費用	2,10	83,108	2.6	60,308	2.1	173,631	2.4
経常損失		457,720	14.3	443,349	15.4	523,399	7.2
特別利益	3	96,993	3.0	461,949	16.0	91,043	1.2
特別損失	4,5, 6,7,10	132,949	4.1	3,199,636	110.7	912,330	12.6
税引前中間(当期)純損失		493,676	15.4	3,181,037	110.1	1,344,686	18.6
法人税、住民税及び事業税	8	30,790	1.0	28,751	1.0	61,135	0.8
中間(当期)純損失		524,466	16.4	3,209,788	111.1	1,405,822	19.4
前期繰越利益		448,214		-		448,214	
中間配当額		-		-		13,053	
中間(当期)未処理損失		76,252		-		970,661	

【中間株主資本等変動計算書】

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成17年12月31日残高 (千円)	2,795,925	2,735,764	-	2,735,764
中間会計期間中の変動額				
資本準備金の取崩		2,036,783	2,036,783	-
利益準備金の取崩				
別途積立金の取崩				
剰余金の配当				
中間純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (千円)		2,036,783	2,036,783	-
平成18年6月30日残高 (千円)	2,795,925	698,981	2,036,783	2,735,764

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高 (千円)	112,822	1,000,000	970,661	142,161
中間会計期間中の変動額				
資本準備金の取崩				
利益準備金の取崩	112,822		112,822	-
別途積立金の取崩		1,000,000	1,000,000	-
剰余金の配当			6,524	6,524
中間純損失			3,209,788	3,209,788
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	112,822	1,000,000	2,103,490	3,216,313
平成18年6月30日残高 (千円)	-	-	3,074,151	3,074,151

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成17年12月31日残高 (千円)	8,011	5,665,839	39,374	39,374	5,705,213
中間会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩					
利益準備金の取崩					
別途積立金の取崩					
剰余金の配当		6,524			6,524
中間純損失		3,209,788			3,209,788
自己株式の取得	683	683			683
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			39,374	39,374	39,374
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	683	3,216,997	39,374	39,374	3,256,371
平成18年6月30日残高 (千円)	8,695	2,448,842	-	-	2,448,842

[次へ](#)

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
	<p>当社は、第32期事業年度より営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローが続いております。</p> <p>これにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>中間財務諸表提出会社である当社は、当該状況を改善すべく、不採算店舗の閉鎖を推し進める一方、既存店の商圈・収益状況を見直し、適切と考えられる業態へと低コストかつ迅速に転換を行なうなど、店舗のスクラップアンドビルドを積極的に進めると共に、原材料費及び人件費を中心としたコスト管理の徹底化などにより、当社の収益の源泉である既存店舗の経営基盤の再構築と収益構造の改善に努めてまいります。当社は、これらの施策により、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善を見込んでおります。</p> <p>なお、財務面におきましては、今中間期におきまして、自社保有不動産の売却により有利子負債を圧縮すると共に、既存有利子負債の全額に及びりファイナンスを実行いたしました。これにより、長期資金需要に対する安定性が確保されております。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>商品、原材料及び貯蔵品につきましては、最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>従来、従業員の賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上していましたが、当中間会計期間において賞与規程を改定し夏季賞与及び冬季賞与を廃止し、新たに業績連動型賞与を導入しております。この変更により、当中間会計期間においては未払賞与及び賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>(3) 閉店損失引当金</p> <p>店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上していません。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>当社は平成17年6月に適格退職年金制度を廃止するとともに、確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は特別利益として90,125千円計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上することとしておりますが、業績連動型賞与を導入しており、当中間会計期間においては賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>(3) 閉店損失引当金 同左</p> <p>(4)</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>従来、従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上していましたが、当事業年度において賞与規程を改定し夏季賞与及び冬季賞与を廃止し、新たに業績連動型賞与を導入しております。この変更により、当事業年度においては未払賞与及び賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>(3) 閉店損失引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>当社は平成17年6月に適格退職年金制度を廃止するとともに、確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は特別利益として90,125千円計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	(5)	<p>(5) 株主優待引当金</p> <p>将来の株主優待券の利用による売上値引の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、当中間会計期間以降に発生すると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>株主優待券の利用による売上値引は、従来、株主優待券利用時に売上値引の処理をしておりましたが、株主数の増加に伴い、株主優待券の発行数が増加したことから、その利用実績を把握する体制を整備し、利用実績率の把握が可能となったため、当中間会計期間より利用実績率に基づき当中間会計期間以降に利用される株主優待券の見積額を株主優待引当金として計上することいたしました。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、売上高、売上総利益は、3,490千円減少し、営業損失、経常損失は同額増加し、税引前中間純損失は21,640千円多く計上されております。</p>	(5)
	(6)	<p>(6) 関係会社損失引当金</p> <p>子会社に係る損失に備えるため、子会社の財政状態を勘案し、発生が見込まれる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>関係会社損失引当金は、従来、その額を貸倒引当金に計上しておりましたが、当中間期において子会社の債務超過額が増大したことから、当中間会計期間より、関係会社損失引当金として計上することいたしました。</p> <p>前期末の貸倒引当金の中に含まれる金額は29,440千円であります。</p>	(6)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。 なお、「仮払消費税等」及び「仮受消費税等」は相殺して、流動資産の「その他」に含めて表示してあります。	消費税等の会計処理方法 同左	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより営業損失及び経常損失が137,720千円減少し、税引前当期純損失が2,468,424千円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は2,448,842千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中結会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	
	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第 8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる、損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	5,623,212千円	4,888,939千円	5,563,155千円
2 担保に供している資産			
定期預金	- 千円	- 千円	482,000千円
売掛金	20,704千円	- 千円	- 千円
建物	617,335千円	219,936千円	490,470千円
土地	2,630,732千円	769,321千円	2,014,960千円
その他(投資有価証券)	45,674千円	- 千円	82,410千円
合計	3,314,446千円	989,257千円	3,069,840千円
上記物件に対応する債務			
短期借入金	390,000千円	- 千円	780,000千円
一年以内返済予定 長期借入金	1,132,128千円	180,000千円	1,283,588千円
長期借入金	1,953,383千円	1,453,434千円	1,339,119千円
合計	3,475,511千円	1,633,434千円	3,402,707千円
3 偶発債務			
銀行借入に対する保証債務 関原酒造(株)	373,415千円	313,659千円	347,537千円
リース債務に対する保証債務 関原酒造(株)	124,040千円	95,415千円	109,727千円
4 コミットメントライン契約	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p>	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p>	
総貸付極度額	1,300,000千円		1,300,000千円
借入実行残高	390,000千円		780,000千円
差引額	910,000千円		520,000千円

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 営業外収益のうち重要なもの			
受取利息	6,058千円	5,439千円	12,287千円
受取販売奨励金	34,289千円	856千円	34,433千円
2 営業外費用のうち重要なもの			
支払利息	40,599千円	39,318千円	83,780千円
シンジケートローン手数料	21,921千円	4,145千円	31,752千円
賃借料	20,340千円	16,845千円	57,534千円
3 特別利益のうち重要なもの			
固定資産売却益			
建物	375千円	- 千円	375千円
土地	- 千円	400,334千円	- 千円
投資その他の資産その他	542千円	- 千円	542千円
計	918千円	400,334千円	918千円
投資有価証券売却益	- 千円	61,614千円	- 千円
退職給付終了益	90,125千円	- 千円	90,125千円
4 特別損失のうち重要なもの			
固定資産売却損			
建物	632千円	- 千円	31,169千円
土地	559千円	- 千円	248,698千円
投資その他の資産その他	1,235千円	- 千円	1,235千円
その他	- 千円	- 千円	15,012千円
計	2,426千円	- 千円	296,115千円
固定資産除却損			
有形固定資産その他	252千円	- 千円	7,090千円
投資その他の資産その他	2,000千円	- 千円	2,000千円
撤去費用等	1,325千円	- 千円	- 千円
計	3,578千円	- 千円	9,090千円
閉店損失引当金繰入額	- 千円	129,987千円	312,295千円
関係会社投資損失	- 千円	- 千円	139,440千円
関係会社損失引当金繰入額	- 千円	282,800千円	- 千円
株主優待引当金繰入額	- 千円	21,640千円	- 千円
財務リストラクチャリング費用	- 千円	159,064千円	- 千円
減損損失	- 千円	2,606,145千円	- 千円
構造改革費用	109,337千円	- 千円	139,151千円

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																
5 構造改革費用	江戸沢ルネッサンス計画に基づき当中間会計期間に行った店舗修繕費を計上しております。		江戸沢ルネッサンス計画に基づき当事業年度において行った全国規模での店舗改装等の抜本的な改革に係る費用を計上しております。																
6 財務リストラクチャリング費用		<p>有利子負債のリファイナンスに伴い発生した費用を計上しております。</p> <p>(内訳)</p> <table border="1" data-bbox="756 555 1042 703"> <tr> <td>アレンジャー フィー等</td> <td>125,000千円</td> </tr> <tr> <td>解約違約金等</td> <td>10,969千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23,094千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>159,064千円</td> </tr> </table>	アレンジャー フィー等	125,000千円	解約違約金等	10,969千円	その他	23,094千円	計	159,064千円									
アレンジャー フィー等	125,000千円																		
解約違約金等	10,969千円																		
その他	23,094千円																		
計	159,064千円																		
7 減損損失		<p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="751 871 1046 1131"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用 資産 (店舗)</td> <td>建物等</td> <td>東京都 墨田区他 81件</td> <td>2,532,355</td> </tr> <tr> <td>遊休 資産</td> <td>土地・ 建物等</td> <td>静岡県 榛原郡 吉田町 他7件</td> <td>73,789</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2,606,145</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗毎に資産のグルーピングを行っております。店舗の営業損益が継続してマイナス、又は資産の市場価格が帳簿価額より著しく下落している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,606,145千円)として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フロー見積額を5.0%で割り引いて算定しております。</p> <p>同左</p>	用途	種類	場所	減損損失 (千円)	事業用 資産 (店舗)	建物等	東京都 墨田区他 81件	2,532,355	遊休 資産	土地・ 建物等	静岡県 榛原郡 吉田町 他7件	73,789	計			2,606,145	
用途	種類	場所	減損損失 (千円)																
事業用 資産 (店舗)	建物等	東京都 墨田区他 81件	2,532,355																
遊休 資産	土地・ 建物等	静岡県 榛原郡 吉田町 他7件	73,789																
計			2,606,145																
8 法人税等調整額の表示方法	簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	同左																	

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
9 売上高の季節的変動	当社の売上高は、通常の営業形態として、上半期に比べ下半期における需要割合が高いため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。	同左	
10 減価償却実施額			
有形固定資産	205,554千円	91,375千円	432,839千円
無形固定資産	4,029千円	4,169千円	8,021千円
合計	209,583千円	95,544千円	440,860千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式(株)	12,961	1,410	-	14,371

(注) 増加株式数は、単元未満株式の買取による増加であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)				前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	129,732	49,839	79,893	建物	129,732	73,755	38,119	17,857	建物	129,732	59,182	70,550
その他	412,504	232,918	179,585	その他	407,700	282,252	85,427	40,019	その他	407,454	250,019	157,435
合計	542,236	282,757	259,479	合計	537,433	356,008	123,547	57,877	合計	537,187	309,202	227,985
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 (千円)				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 (千円)				(2) 未経過リース料期末残高相当額 (千円)				
一年以内 94,335				一年以内 79,915				一年以内 90,125				
一年超 165,143				一年超 101,508				一年超 137,860				
合計 259,479				合計 181,424				合計 227,985				
リース資産減損勘定中間期末残高 123,547千円				同左								
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 (千円)				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 (千円)				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 (千円)				
支払リース料 49,341				支払リース料 60,863				支払リース料 100,049				
減価償却費相当額 49,341				リース資産減損勘定の取崩額 44,871				減価償却費相当額 100,049				
				減価償却費相当額 60,863								
				減損損失 259,290								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 (千円)				2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 (千円)				2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 (千円)				
一年以内 129,228				一年以内 139,845				一年以内 160,414				
一年超 1,031,637				一年超 934,169				一年超 998,937				
合計 1,160,865				合計 1,074,014				合計 1,159,352				

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年6月30日)、当中間会計期間末(平成18年6月30日)及び前事業年度末(平成17年12月31日)のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 619円86銭 1株当たり中間純損失 80円34銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 243円53銭 1株当たり中間純損失 492円01銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 540円35銭 1株当たり当期純損失 215円39銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当中間会計期間の普通株式以外の株式に係る1株当たり純資産額(A種後配株式)は193円53銭であります。

(注)1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
中間(当期)純損失(千円)	524,466	3,209,788	1,405,822
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	524,466	3,209,788	1,405,822
期中平均株式数(株)	6,528,115	6,523,852	6,526,801
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種後配株式 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。	A種後配株式 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。 第1回新株予約権 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	A種後配株式 概要は、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

株式会社ジー・テイストは、平成18年9月19日付で、下記の要領で当社株式の公開買付けを行う旨公表いたしました。当社は、これに対し、平成18年9月20日開催の取締役会において、当該公開買付けについて、中立の意を表明することを決議しております。

(公開買付者の概要)

1. 商号 株式会社ジー・テイスト
2. 主な事業内容 回転寿司、居酒屋のチェーン店経営
3. 設立年月日 昭和34年11月25日
4. 本店所在地 宮城県仙台市若林区大和町5-33-18
5. 代表者 代表取締役社長 稲吉 史泰
6. 資本の額 8億9,712万円
7. 大株主構成及び持株比率(平成18年3月31日現在)

株式会社ジー・コミュニケーション	6,632千株(53.41%)
江川進興	694千株(5.59%)
ジー・テイスト取引先持株会	440千株(3.54%)他
8. 当社との関係 資本関係、人的関係、取引関係のいずれもございません。

(株式会社ジー・テイストによる当社株式公開買付けの概要)

1. 買付けを行う株券等の種類 普通株式及びA種後配株式
2. 公開買付期間 平成18年9月20日(水)から平成18年10月10日(火)まで21日間
3. 買付価格 普通株式 1株につき、230円
A種後配株式 1株につき、230円
4. 買付予定株式総数 6,229,570株
5. 公開買付開始公告日 平成18年9月20日

前事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

1. 当社は、既存の有利子負債構造を見直し、財務基盤の安定化を図るため、平成18年2月24日に下記のとおりシンジケートローン契約及び劣後ローン契約を締結し、平成18年2月28日に当該契約に基づき、既存借入金の全額につきリファイナンスを実行いたしました。

(シンジケートローン契約の内容)

- | | | |
|--------|--|-----------------------|
| 調達金額 | ファシリティ A | 1,710,000千円 |
| | ファシリティ B | 900,000千円 |
| 期 間 | ファシリティ A | 平成18年2月28日～平成18年3月31日 |
| | ファシリティ B | 平成18年2月28日～平成23年2月28日 |
| アレンジャー | 三井住友銀行株式会社 | |
| エージェント | 三井住友銀行株式会社 | |
| 参加金融機関 | 三井住友銀行株式会社
株式会社静岡銀行
株式会社りそな銀行 | |
| 財務制限条項 | a)借入人の総株主の議決権に占める、ジャパン・リカバリー・ファンド の有する議決権の割合を50%超に維持すること。
b)本契約締結日以降、第1回目に到来する本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における営業損益を、いずれも損失としないこと。
c)本契約締結日以降、第2回目に到来する本決算期末日以降の各本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における経常損益を、いずれも損失としないこと。
d)本契約締結日以降の各本決算において、有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの連結損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を41億円以上に、単体の貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの単体の損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を42億円以上に、それぞれ維持すること。 | |
| そ の 他 | ファシリティ Aによる融資額1,710,000千円につきましては当社の保有資産の売却代金等を充当することに | |

より平成18年3月31日までに完済の予定。

(劣後ローン契約の内容)

調達金額	750,000千円
期 間	平成18年2月28日～平成23年2月28日
貸 付 人	オリックス株式会社
財務制限条項	a)借入人の総株主の議決権に占める、ジャパン・リカバリー・ファンド の有する議決権の割合を50%超に維持すること。 b)本契約締結日以降、第1回目に到来する本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における営業損益を、いずれも損失としないこと。 c)本契約締結日以降、第2回目に到来する本決算期末日以降の各本決算期末日において、有価証券報告書等に記載される連結損益計算書及び単体の損益計算書における経常損益を、いずれも損失としないこと。 d)本契約締結日以降の各本決算において、有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの連結損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を41億円以上に、単体の貸借対照表における資本の部の合計金額に、本契約締結日以降の当該各本決算までの単体の損益計算書における減損処理の合計金額を加算した金額を42億円以上に、それぞれ維持すること。

2. 当社は今後の配当可能利益の確保・充実を図るとともに、機動的な資本政策に備えるため、平成18年2月28日開催の取締役会において、商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金2,735,764千円のうち2,036,783千円と、利益準備金112,822千円の全額を取崩し、それぞれ、その他資本剰余金および未処分利益に振替える旨の決議を行い、平成18年3月24日開催の株主総会において承認を受けました。

なお、取崩しの日程は以下のとおりとなっております。

債権者異議申述期間開始	平成18年3月28日
債権者異議申述期間満了	平成18年4月27日
資本準備金及び利益準備金取崩しの効力発生日	平成18年4月28日

3. 当社は平成18年2月24日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき、下記の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて決議し、平成18年3月24日開催の株主総会において承認を受けました。新株予約権の発行日につきましては、新株予約権発行のための取締役会において決議することとなっております。

新株予約権(ストックオプションAプラン)の要領

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社は、平成16年11月より役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、今回役員退職慰労金にかえて、当社の取締役および執行役員が当社を退職するまで権利行使できないことを条件とし、権利行使価額を1株あたり1円に設定した新株予約権を無償で発行いたします。
2. 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役および執行役員
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式320,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行なう場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整することができる。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

(調整後生じる1株未満の端数は切り捨てる)

また、上記のほか、新株予約権発行後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 発行する新株予約権の数

3,200個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行なう。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6. 各新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使の目的たる株式1株当りの払込金額は1円とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。

8. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。

各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却

新株予約権者が上記(8)に定める規定により、権利を行使できなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

新株予約権(ストックオプションBプラン)の要領

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業務に従事する者の当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、経営参加意識の向上を図ることを目的とし、新株予約権を無償で発行いたします。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員、従業員、顧問、コンサルタント等

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

(調整後生じる1株未満の端数は切り捨てる)

また、上記のほか、新株予約権発行後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 発行する新株予約権の数

1,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6. 各新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権を発行する日（新株予約権を発行する当社の取締役会決議日）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で株式を新たに発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使および単元未満株式の買取請求による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の1株当たり時価」を「処分前の1株当たり時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合又は資本の減少を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権の行使期間

平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。

8. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、執行役員、従業員、顧問、コンサルタント等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の消却

新株予約権者が上記(8)に定める規定により、権利を行使できなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第34期）（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）平成18年3月27日東海財務局長に提出

(2) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項1第2号及び第19号（当社及び連結会社の財政状況及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

平成18年8月25日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月12日

株式会社江戸沢

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	向	眞生	印
----------------	-------	---	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	篠原	孝広	印
----------------	-------	----	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社江戸沢の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社江戸沢及び連結子会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月20日

株式会社江戸沢

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社江戸沢の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社江戸沢及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、株式会社ジー・テイストが平成18年9月19日付けで会社の株式に対して公開買付を行う旨公表している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月12日

株式会社江戸沢

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社江戸沢の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社江戸沢の平成17年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月20日

株式会社江戸沢

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社江戸沢の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社江戸沢の平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準により中間財務諸表を作成している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、株式会社ジー・テイストが平成18年9月19日付けで会社の株式に対して公開買付を行う旨公表している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。